

平成28年度事業計画書

第1 事業活動の本旨

(公財)福岡県暴力追放運動推進センター(以下「センター」)は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「法」)第2条第6号に規定する「暴力団員」による不当な行為を予防することを目的として、センター定款(以下「定款」)第4条第1項各号に規定する事業活動(以下「活動」)を、福岡県内(以下「県内」)において行うものである。

第2 県内における暴力団情勢の概要

センターの各活動を効果的に推進するには、変動する暴力団情勢(以下「情勢」)を迅速かつ的確に把握するなど、センターを取り巻く「環境認識」が重要である。

1 暴力団の勢力

福岡県警(以下「県警」)がまとめた、平成27年12月末現在における県内の暴力団勢力(構成員及び準構成員等)は、下表のとおりである。

平成27年12月末現在

| | | 構成員 | 準構成員 | 計 |
|---------------------------------|--------|------|------|------|
| 指 定 五 代 目 団 体 | 五代目工藤會 | 450 | 280 | 730 |
| | 道仁会 | 330 | 130 | 460 |
| | 太州会 | 140 | 70 | 210 |
| | 三代目福博会 | 140 | 100 | 240 |
| | 浪川睦会 | 140 | 100 | 240 |
| 六代目 山口組 | | 210 | 170 | 380 |
| そ の 他 | | 70 | 70 | 140 |
| 合 計 | | 1480 | 920 | 2400 |

なお、平成26年12月末の勢力(2,530人)と比較した場合、130人の減少となり、暴力団勢力は減少の一途を辿っている。本年度も、センターが主体的かつ積極的な暴力団排除活動に努め、暴力団勢力の減少を期する。

2 県内暴力団の動向

(1) 県北(北九州地区)

県警は、平成26年9月11日を起点として五代目工藤會に対する「頂上作戦」を強力に展開、総裁、会長等を逮捕するなどして社会から隔離した。その結果、同會は弱体化し、北九州地区における治安は着実に回復した。しかし、未だ壊滅には

至っていないことから、今後も県警の取締りに連動した実効ある暴力団排除活動の推進に努める。

(2) 県南の動向（筑後地区）

平成24年12月、「特定抗争指定団体」に指定された道仁会と浪川睦会（現在浪川会）は、平成26年6月27日午前0時をもって、その指定が解除された。それ以降、両団体間で抗争再燃を窺わせる事案の発生はない。しかし、昨年、山形県警等が同県内に所在する、同会傘下組織の拠点を捜索した際、240発のけん銃弾が発見押収されている。本件に関しては、発見された場所や押収されたけん銃弾の数が大量であることから、同会に係わる多数のけん銃が隠匿されている可能性もある。

また、一方の道仁会においても、昨年、県警が福岡市内に所在する同会傘下組織の事務所を捜索した際、同所からけん銃2丁と実弾が発見押収されている。いずれの事案も組事務所等の活動拠点から発見されていることから、抗争等の有事に備えた隠匿の可能性もある。このような状況から、今後も両団体の動向を注視する必要がある。

(3) 山口組の分裂

昨年8月、国内最大の指定暴力団である「六代目山口組」（組長司忍こと篠田建市）が分裂した。離脱した10数組織（当初）の中核は、「六代目山口組」の中でも強力な二次組織であった「四代目山健組」である。同組を中心とする離脱派は、「山口組」発祥の地である「神戸」を原点回帰の象徴として、新団体名を「神戸山口組」（組長井上邦雄）とした。両団体の現在の動向は、下部組織等に対する引き締めを強めるとともに、他の指定暴力団に中枢幹部を派遣するなどして友好関係を再確認するなど、勢力の温存と自陣営への取り込みを活発に展開している。なお、分裂に伴う危惧すべき兆候として、両団体の下部組織間で小競り合い等が散発している。今後、両団体の勢力が拮抗してきた場合、小競り合いを端緒として本格的な抗争へと発展する虞もある。県内においても、本年1月19日の早朝、「六代目山口組」の直参と呼ばれる二次組織の事務所に、火炎瓶が投てきされる事案が発生している。本件は、抗争事件として特定されていないものの、県内には前記二次組織以外にも両団体の系列組織が存在することから、今後の動向には一層の注意が必要である。当センターとしては、各種事業活動を通じて更に暴力団排除機運を高揚させ、「情勢」の変化に対応した実効ある暴力団排除活動に努める。

第3 推進上の留意事項

県警の暴力団対策上、最重要課題は「工藤會対策」である。近時、同対策は著しい進展を見せ、県民の暴力団排除機運も一層の高まりを見せている。その理由のひ

とつは、同會の総裁、会長等が数次に亘り逮捕、起訴され、現在、勾留中であることである。逮捕、起訴に至った事件は殺人等の重要犯罪であり、今後の裁判の行方によっては、同人らの社会からの隔離は長期に及ぶ可能性もある。県民の脅威的であった工藤會ツートップの社会からの隔離は、同會の弱体化と治安の回復を実感できる成果である。このような状況下において、工藤會をはじめとする県内暴力団の一層の弱体化を図るため、次の点に留意して推進することとした。

(1) 「入口」と「出口」対策の推進

「入口」と「出口」対策の推進は、ひとつの課題に対し、双方向からの対策を講じることにより、その効果を確実なものとするためである。因みに、「入口」対策とは、暴力団の人的供給源、或いは資金源に利用される虞のある「少年」を暴力団から守る対策である。具体的には、少年が暴力団に加入しないように、そして少年が暴力団の被害に遭わないように対策を講じていくことである。次に「出口」対策とは、離脱の意志を有する暴力団構成員を組織から離脱させ、離脱後の就労支援等を行うことによって組織への復帰、或いは再加入、若しくは再犯の防止等を目的とした対策である。本年度は、両対策を「車の両輪」として効果的に運用することにより、暴力団勢力の減衰と組織の弱体化に努める。

(2) 情勢の変化に対応する活動

山口組の分裂騒動は、県内の系列組織に止まらず、他の指定暴力団にも影響を及ぼしている。同組の分裂の余波は今後、「台風の目」へと変貌する虞もあり、予断を許さない状況にある。センターとしては過去の抗争事件を教訓として、「情勢」の変化に迅速かつ適確に対応できる、暴力団排除活動の推進に努める。

1 公1事業関係

(1) 広報活動（暴力団排除意識の啓発高揚）

本活動は、法第32条の3第2項第1号の規定を受け、定款第4条第1項第1号に規定する活動である。同活動は、センターの基幹活動のひとつであり、暴力団による不当な行為の予防に関する知識の普及、及び思想の高揚を図ることを目的としている。同活動の実効性を担保するには、情報を発信、提供する際のタイミングと発信力、つまり効果的な広報媒体の活用が大切である。本年度においても、これらの点に配意して、実効ある広報活動の推進に努める。

(2) 少年指導

本活動は、法第32条の3第2項第10号の規定を受け、定款第4条第1項第10号に規定する活動である。同活動の本旨は、同項第4号に規定する「少年に対する暴力団の影響を排除するための活動」であり、県警少年課が所管する「少年指導

委員」に対し、前記本旨に沿った必要な研修を行うことである。同活動を推進する際の具体的な方策は、少年を「暴力団組織に加入させないこと、暴力団の被害から守ること」である。センターとしては、本年度も県警少年課と緊密な連携を図り、実効ある「少年指導委員」の研修に努める。

(3) 調査研究

本活動は、定款第4条第1項12号に規定する活動であり、センターが行う暴力団排除活動を、迅速かつ効果的に推進することを目的としている。同活動の対象は、「情勢」はもとより、暴力団排除に関する法令や各種施策等に至るまで多岐に及ぶ。

また、調査研究の成果を現実のものとするには、法的な専門知識と実行力が要求される。そのためには、県警、福岡県弁護士会民事介入暴力対策委員会所属弁護士（以下「民暴弁護士」）等の専門機関との緊密な連携が不可欠である。センターにおいては、実効ある暴力団排除活動を推進するため、これら機関等との合同による「民暴研究会」を定期的（年度内1回）に開催している。本年度も県警、民暴弁護士等と緊密な連携を図り、本活動に必要な知識の涵養と研鑽に努める。

(4) 監視活動

本活動は、定款第4条第1項第11号に規定する活動である。同活動の実施にあたっては、予め所轄の警察署長から推薦を受けた人物を「暴力監視員」（以下「監視員」）として委嘱している。これら「監視員」は、地域、職域等において日常生活（活動）の場で暴力団の動向等の監視に当たっている。センターでは、現在53名を「監視員」に委嘱し、県警組織犯罪対策課と連携して定期的（年度内1回）に「暴力監視員研修会」を開催している。「監視員」に対しては、センター、県警等による「情勢」説明や暴力団排除活動の現状等について教養等を実施している。また、同研修会では、「監視員」が一同に会することから相互の面識ができ、円滑な情報の共有、或いは交換が可能である。本年度もセンター、県警、「監視員」が相互の連携を密にして、監視機能の充実と活性化に努める。

2 公2事業関係

(1) 相談活動

本活動は、法第32条の3第2項第3号の規定を受け、定款第4条第1項第3号に規定する活動である。同活動はセンターの基幹活動のひとつであり、迅速かつ的確な対応が求められる。そのためセンターにおいては、常勤のセンター職員4名を法第32条の3第1項第2号に規定する暴力追放相談委員に委嘱するなどして、同活動を適切に推進するための体制を確保している。また、暴力団に関する多様な相談に対応するため、常勤の相談委員による日常の相談対応に加え、民暴弁護士等

と協働して「民暴特別相談日」（毎月第1、3水曜日）や「暴力団被害集中相談日」（年度内2回）等を定期的に開設し、法的な専門性の充実に努めている。本年度も県警、民暴弁護士等と緊密に連携し、相談者の心情に配慮した懇切、丁寧な相談活動に努める。

(2) 少年対策

本活動は、法第32条の3第2項第4号の規定を受け、定款第4条第1項第4号に規定する活動である。同活動の本旨は「少年に対する暴力団の影響を排除すること」である。具体的には、「少年を暴力団組織に加入させないこと」、そして「少年を暴力団の被害から守ること」である。暴力団は心身ともに未成熟な少年に対し、甘言、或いは暴力的な手段により組織への加入を強要するなど、暴力団の人的供給源となる虞がある。また、暴力団の資金源となる覚せい剤等の薬物犯罪や福祉犯罪等の被害者となる虞があるなど少年は、社会的な見守りが必要とされる存在である。

本年度においては、「少年対策」を暴力団排除活動上の「入口対策」と捉え、関係機関、団体等と緊密な連携のうえ、本活動の実効性の向上に努める。

(3) 離脱者援助

本活動は、法第32条の3第2項第5号の規定を受け、定款第4条第1項第5号に規定する活動である。同活動に関しては、これまで「暴力団離脱者援助活動規程」に基づき、運用していた。しかし、近時における県警の工藤會対策をはじめとする暴力団対策の著しい進展により、暴力団組織からの離脱者が過去最多となった。県警発表によると、平成27年中の離脱者は127人で、前年（65人）の約2倍となっている。県警による暴力団対策は、今後も一層の進展が期待され、離脱者も更に増加することが予想される。センターとしてはこのような情勢に対応するため、離脱者支援対策の充実に努めることとした。具体的には、離脱者の暴力団組織への復帰等の阻止と再犯防止等を目的とした就労支援及び雇用促進対策である。なお、これらの対策を推進するにあたり、その前提となる諸規程を新たに整備するとともに、実効性を担保するため県警から同対策に従事する警察官を、センター職員として受入れることを検討している。離脱者支援対策を充実させて暴力団組織への復帰等を阻止できれば、組織の弱体化を図ることが可能である。センターとしては、既存の「福岡県暴力団離脱・就労対策連絡会」を構成する関係機関団体等と緊密な連携を図るとともに、離脱者支援対策を暴力団排除活動上の出口対策と捉え、入口対策（少年対策）と並行して同対策の積極的な推進に努める。

3 公3事業関係

(1) 暴力団事務所使用差止請求関係業務

本活動は、平成25年1月の法改正により、新たに法第32条の3第2項第6号に規定されたものである。センターにおいても同改正に基づき、同業務を定款第4条第1項第6号に規定するとともに、具体的な運用に資するため「差止請求関係業務規程」を整備している。同業務の核心は、住民等が行う暴力団事務所使用差止訴訟に関する精神的、経済的負担の軽減である。改正以前では、住民が同訴訟を行う場合、自己の名義で、しかも当該訴訟に要する費用は、住民等が捻出、負担してきた。しかし、改正後は、住民が同訴訟をセンターに委託することにより、センターの専務理事名で、訴訟を提起することが可能となった。また、訴訟費用についても本県の補助金により賄うことが可能となった。従前の訴訟システムと比較すれば、暴力団排除活動上、画期的な制度の導入である。しかし、同制度がスタートして既に3年を経過したが、未だセンターに対する訴訟の委託はない。よって、今後の課題としては、県民に対し、あらゆる機会を利用して同制度の趣旨、利点等の周知に努めるとともに、暴力団排除機運を更に盛り上げ、同制度の普及、活用に努める。

(2) 暴力団排除組織に対する援助活動

本活動は、法第32条の3第2項第2号の規定に基づき、定款第4条第1項第2号に規定する活動である。本県は、指定暴力団数が全国最多の5団体であることに加え、「五代目工藤會」が全国で唯一、「特定危険指定団体」に指定されているなど、他に例を見ない特異な状況にある。しかし、近時における県警による工藤會対策の著しい進展により、県民の暴力団排除機運は高揚著しいものがある。センターとしてはこのタイミングを捉え、地域、職域における暴力団排除活動を更に活性化させ、実効あるものとするため「暴力団排除活動支援金支給規程」を整備し、具体的な支援要請に対応している。本年度も地域、職域で活動する暴力団排除組織に対し、広範かつ重層的な支援活動を行い、本活動の活性化と暴力団排除機運の高揚、堅持に努める。

(3) 不当要求防止責任者講習

本活動は、法第32条の3第2項第7号の規定に基づき、定款第4条第1項第7号に規定する活動である。当該講習は、県警組織犯罪対策課が所管し、本県公安委員会がセンターに委託する事業であり、県警、民暴弁護士等と協働して定期的（年度内計28回）に実施している。企業と暴力団を中心とした反社会的勢力との関係遮断に関しては、平成19年6月の「犯罪対策閣僚会議」幹事会申し合わせにより、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」が策定され、関係遮断のための基本原則が定められた。また、平成22年4月から施行された福岡県暴力団排除条例等により、暴力団排除の機運は一層の高まりを見せ、社会対暴力団の構図が明確となった。このような状況の中、企業等においても暴力団排除を社会的使命

と捉え、「不当要求防止責任者」の適正配置や、暴力団排除のための社内研修を実施するなど、真摯な取り組みがなされている。センターとしては、本年度においても、県警及び民暴弁護士等と緊密な連携を図り、本講習の積極的な受講の促進や、講習内容等の一層の充実を図るなどして「不当要求防止責任者」が、企業等における暴力団排除の中核として、十分に機能するように努める。

(4) 不当要求情報管理機関援助事業

本活動は、法第32条の3第2項第8号の規定に基づき、定款第4条第1項第8号に規定する活動である。センターにおいては、法定の「不当要求情報管理機関」である（公財）モーターボート競走保安協会、（公財）競馬保安協会、日本証券業協会に加え、県警組織犯罪対策課の協力を得て定期的（年度内1回）に「不当要求情報管理機関連絡会議」を開催している。同会議では、センター、県警等による「情勢」説明のほか、各機関における暴力団排除活動の推進状況等について積極的な情報交換等を行っている。本年度も、これら機関との連携を密にして、本援助事業の実効性の向上に努める。

(5) 被害者救援活動

本活動は、法第32条の3第2項第9号の規定に基づき、定款第4条第1項第9号に規定する活動である。センターにおいては、同活動に関する具体的な対応として「被害者等救援資金貸付規程」及び「見舞金支給規程」等を整備、予算化し、適切な運用に努めている。本年度も県民に対し、あらゆる機会を利用して同活動の周知を図るとともに、活性化に努める。また、該当事案発生時には、本活動の趣旨に則り、迅速かつ積極的な運用に努める。